

介護福祉士の資格取得を応援します

実務者研修受講資金貸付制度のお知らせ

■ 貸付内容

貸付額

20万円以内

貸付期間

実務者研修施設の
正規の就学期間

■ 対象者

以下の条件を満たす方

- 愛知県内の介護福祉士実務者研修養成施設に在学している
- 介護福祉士資格取得を目指している
- 卒業後に愛知県内の介護事業所等において**指定業務(※)**に従事しようとしている

※指定業務

愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱
第9の別添2に定める施設・職種のこと

■ 申込方法

詳細は

実務者研修受講資金貸付の概要

をご覧ください。

[愛知県社会福祉協議会ホームページ](#) >

[福祉の貸付け/相談のページ](#) >

[資格取得及び就労支援](#) >

[実務者研修受講資金貸付の概要](#)

※申請には、**養成施設長の推薦**が必要です。

※返還免除条件を満たしていても、右記提出書類がない場合は、返還免除となりません。ご注意ください。

■ 卒業後の提出書類

提出時期	提出書類
卒業後	養成施設等卒業届 卒業（修了）証書等の写し
資格取得後	介護福祉士等登録届 登録証の写し
介護職従事	指定業務等従事届【新規】
毎年4月	指定業務等従事届【継続】
2年間従事後	修学資金等返還当然免除申請書 指定業務等従事期間証明書

■ 返還免除条件

以下の条件をすべて満たす場合に**全額免除**となります

- ① 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い
- ② 愛知県内において**2年間、引き続き、指定業務に従事し**
- ③ 返還当然免除申請書を提出し、免除決定通知を受けている



よくある質問

Q 愛知県内の実務者研修養成施設を教えてください。

A 愛知県Webサイト → 組織からさがす → 本庁機関の組織表 → 福祉局 → 高齢福祉課 → 介護人材確保 → 介護福祉士実務者研修養成施設の新規指定及び変更等について → 介護福祉士実務者養成施設一覧 をご覧ください。

Q 介護福祉士の資格取得後、指定業務についたのですが、転職した場合どうなりますか。

A 同じ介護職であれば転職は可能です。ただし、次の手続きをしてください。介護職以外であれば、返還となります。

- ・退職した事業所で指定業務等従事期間証明書に証明を受けてください。
- ・新しい事業所で指定業務等従事届に証明を受けてください。
- ・上記2通を福祉人材センターに送付してください。

Q 愛知県外に転居する場合は、どうなりますか。

A

- ① 愛知県外に転居されても、愛知県内の事業所に従事すれば構いません。ただし、住所・氏名等変更届を提出してください。
- ② 愛知県内の事業所に従事しなくなったときは、返還となります。返還金は次のとおりです。
 - ア 1年未満の従事の場合 全額返還
 - イ 1年以上従事した場合は一部返還、一部免除
 - ・免除額 = 貸付額 × 従事期間 (月数) ÷ 24 カ月
 - ・返還額 = 貸付額 - 免除額

Q 愛知県内の介護事業所で介護職として勤務しています。介護福祉士の資格を取得しても現在の職場で引き続き勤務したいのですが、転職しなくても返還免除の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、返還免除となる期間は、介護福祉士登録日以降となります。

Q ハロワークの教育訓練給付金との併給はできますか。

A できます。

Q 国家試験に不合格又は受験できなかった場合はどうなりますか。

A その都度、修学資金等返還裁量猶予申請書を提出してください。ただし、受験可能な試験から5回目を実施される試験に合格しない場合は返還となります。

Q 実務者研修受講資金の貸付けを受けた後、再就職準備金を申請することはできますか。

A 再就職準備金の要件を満たせば申請することはできます。

Q 返還免除となる2年間はいつから計算するのですか。

A 介護福祉士の登録日と指定業務に従事した日のいずれか遅い日以降です。

お問い合わせ

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
福祉人材センター

〒461-0011
名古屋市中区白壁一丁目50番地

☎ 052-212-5519
[平日午前9時から午後5時まで]

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>